

デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)

-周波数の再割当制度の導入等-

令和3年7月

第1章 電波利用の現況

第2章 デジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定

1. デジタル変革時代の到来及びSociety 5.0の実現
2. 社会情勢などの変化
3. 電波利用の将来像
4. 帯域確保の目標設定

第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策

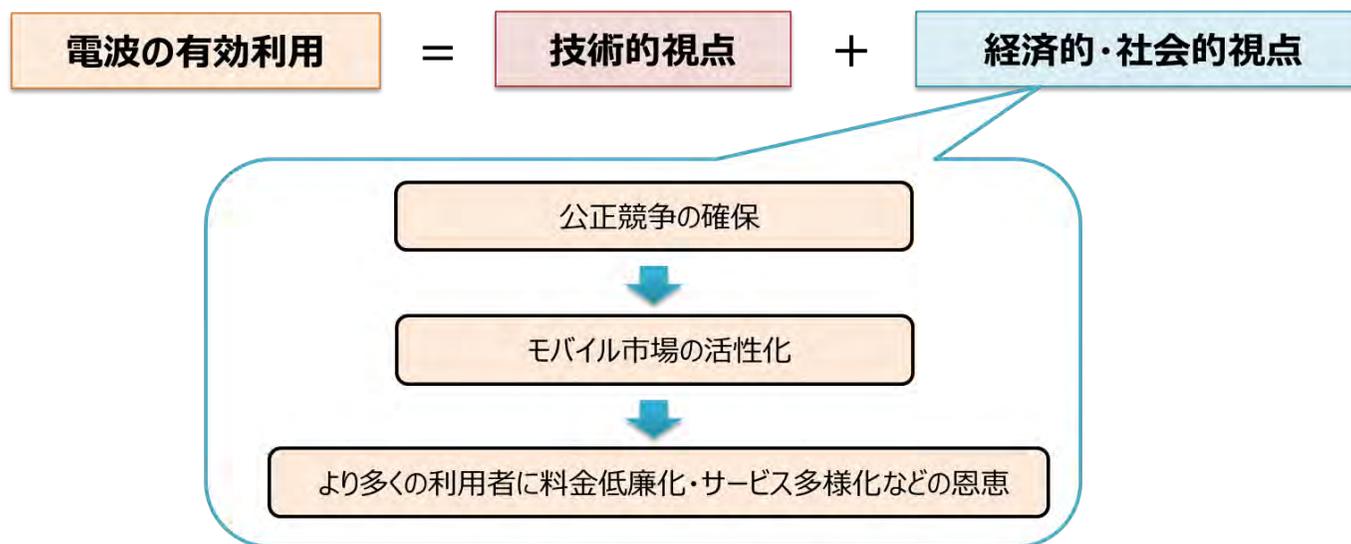
1. デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及
2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策
3. 公共用周波数の有効利用方策
4. デジタル変革時代における電波の監理・監督
5. 電波利用料制度の見直し

第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策

2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策

(1) 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係

- **公正競争の確保**により、モバイル市場が活性化し、その恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用（「電波の公平かつ能率的な利用」）の目的である「**公共の福祉を増進すること**」につながると考えられる。
- 周波数の割当てに当たっては、**公正競争の確保につながる取組を評価項目**に盛り込み、必要に応じて、**新規参入を優遇する仕組みなどを導入**することが適当。



電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策

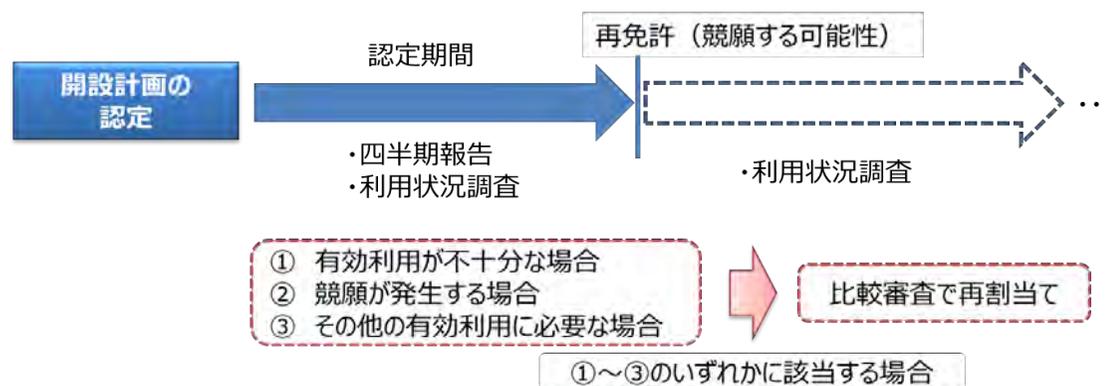
2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策

(2) 周波数の再割当制度の導入

- 特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願が発生する場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で**周波数を再割当てする仕組みを導入**することが必要。
- ただし、この仕組みを導入する目的は、公平に周波数獲得の「機会」（手を挙げる機会）を付与して対等に競争する場を提供することであり、「結果の平等」まで求めるものではないことに留意。

※1 いわゆるプラチナバンドについても例外的な特別の扱いとするのではなく、どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当制度を整備。

※2 個別の課題(フィルタの挿入・レピータの交換、利用者への影響の懸念など)については、令和3年(2021年)夏から早急に更なる検討の深掘りを行うことが必要。



- また、周波数の再割当てを行う場合は、**電波監理審議会に諮問**するなど、透明性を確保しつつ公正・中立に手続を進めることが適当。
- 加えて、現行の特定基地局開設計画の**認定の有効期間**(5年間)**をより長期間**(例えば、5年間→10年間)**に見直す**ことが必要。これにより特定基地局開設計画の認定を受けた事業者は、排他的に無線局の免許申請を行い、かつ、周波数を利用できる期間が延びることになり、一定の**予見性の確保**や**投資コストの回収につながる**と考えられる。

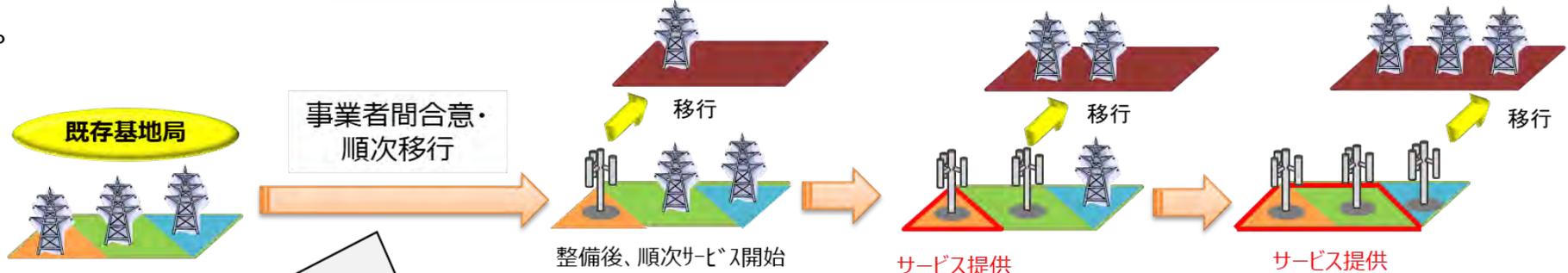
(3) 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法

① 移行期間

- 新たな認定開設者への周波数の移行期間については、個別の案件ごとに設定することが必要。

② 円滑な移行方法

- 終了促進措置は、従来、異なる無線局を対象とした周波数の再編において、新たな認定開設者が周波数移行に必要な費用を負担して、既存無線局の周波数を使用期限より前倒して使用を終了し、早期に周波数移行を完了させるものである。
- 割当て済みの周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合は、同種の無線局を対象としたものであるが、早期の移行ニーズがあるのであれば、**円滑な移行方法として終了促進措置を活用**することが適当。
- この場合、既存免許人と新たな認定開設者の双方が終了促進措置を活用しようとしても、モバイル市場で競争関係にある移動通信事業者同士が協議することになり、終了促進措置の協議が調わない場合も想定される。そのため、こうした場合には、**電気通信紛争処理委員会にアセスン・仲裁を申請できる仕組みを導入**することが必要。

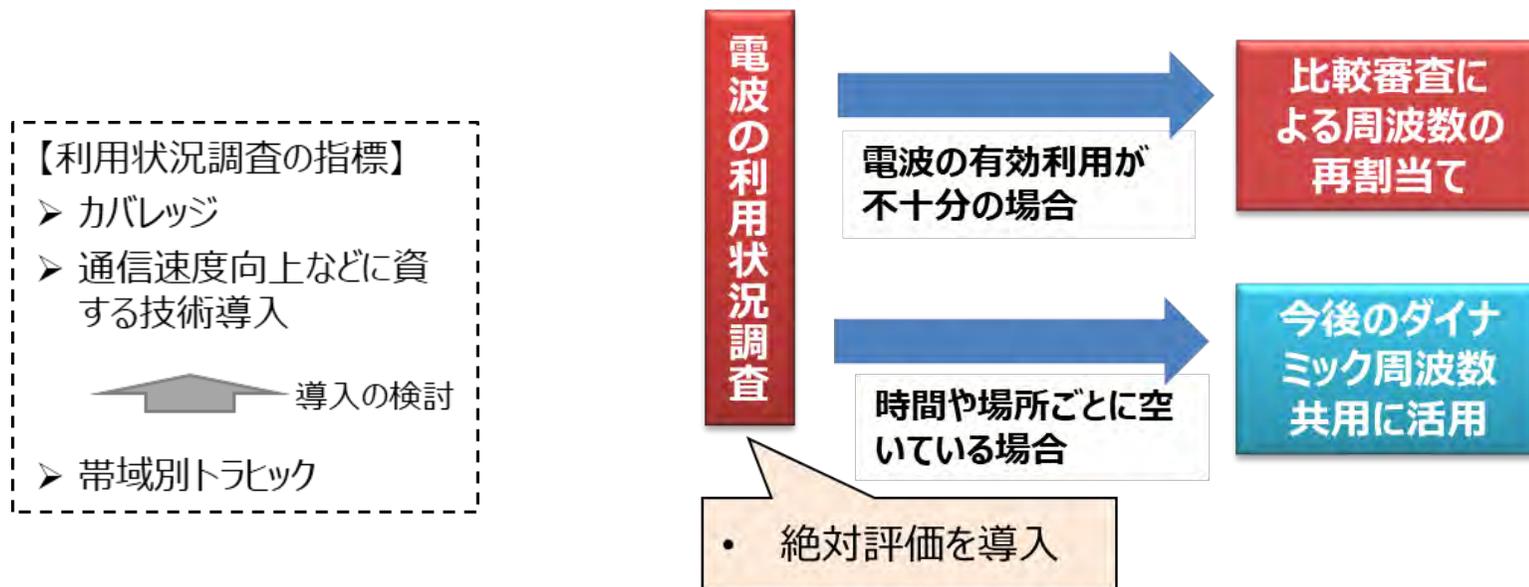


協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会においてアセスン・仲裁**を申請できる仕組み。

- 新たな事業者が既存基地局を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮

(4) 電波の利用状況調査の改善

- 各周波数の利用実態を把握するための評価指標として、「帯域別トラヒック」を設けることを検討することが必要。
- 各社のエリアカバーなどについて、共通の尺度で計測したものが無いという課題について検討していくことが適当。
- 電波の利用状況調査の結果と比較審査による周波数の再割当てをリンクさせるためには、透明で客観的な基準を定め、**絶対評価を導入**することが必要。



■ 移行費用

- 再配分促進のために必要な費用の対象は既存利用者のシステムや機器の改修・交換に要する経費とすることが適切。(楽天モバイル)
- 具体的な費用については、実際の干渉状況や過出力の発生有無等の状況に応じて検討していく必要がある。(NTTドコモ)
- 費用の概算額については、非開示な情報が含まれることから、然るべき場・時期での提示について検討させて頂きたい。(KDDI)
- 予見性のない再編を行う場合は長期かつ継続的な投資に対する十分な補償が必要。(ソフトバンク)

■ 移行費用の負担の在り方

- 他事業者の負担を軽減するため中継器等の改修にかかる費用は楽天が負担する用意があるが、範囲や負担の在り方については検討する必要がある。(楽天モバイル)
- 終了促進措置と同様、再割当てされる事業者にて負担することが基本。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)

■ 基地局へのフィルタ挿入の要否

- フィルタ挿入やレピータ交換等の改修費用については、基地局の配置などを考慮すれば全て挿入又は交換する必要はない。(楽天モバイル)
- 他社端末からの信号が強く入ってきた場合、通信品質の劣化懸念があり、詳細な検討が必要。(NTTドコモ)
- 物理フィルタを挿入せずに他事業者と隣接周波数で運用した場合、現状と比べ確実に通信品質劣化が発生するため、追加的にフィルタ挿入が必要。(KDDI、ソフトバンク)

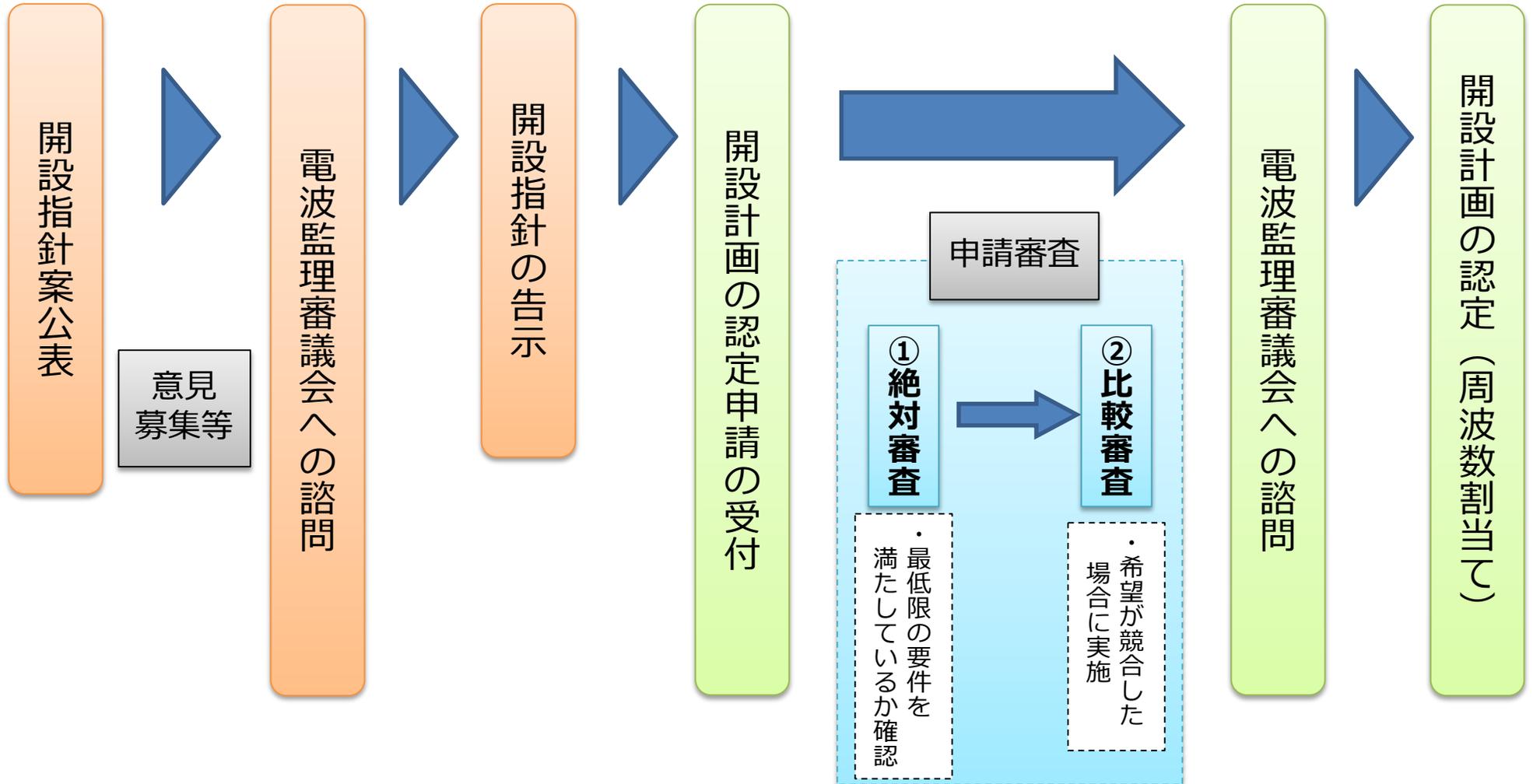
■ レピータの交換の要否

- フィルタ挿入やレピータ交換等の改修費用については、基地局の配置などを考慮すれば全て挿入又は交換する必要はない(楽天モバイル) (再掲)
- 同一周波数帯域内に異なる電力の他社信号が入ってきた場合、正しい増幅動作が行われなくなる可能性があり、割り当て周波数の「一部」を再編する場合にはハードウェアの交換が必要。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)

■ 移行期間

- 既存免許人の利用者への影響は比較的軽微であること、費用負担は新規利用希望事業者が行うことなどから、3年程度で実施可能。(楽天モバイル)
- 現状進めている 5G エリアの整備等と並行して実施していくこととなり、工事稼働等を考慮して、10年程度かかると想定。(NTTドコモ)
- レピータ交換について、最低でも 7 年程度の期間が見込まれ、基地局にもフィルタ挿入等の対応が必要。(KDDI)
- 仮に再配分を実施した場合の既存システムの移行期間については、ユーザ保護の重要性や事業者のコスト負担等を考慮し十分な期間を設けることが適当。(ソフトバンク)

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、開設計画（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが免許申請可能。



(参考) 移動通信システム用周波数の割当て状況

- 携帯電話及び全国BWA事業者に割り当てられた周波数は、下表のとおり（令和3年4月14日現在）。
- 平成31年4月、5G用周波数として3.7GHz帯、4.5GHz帯及び28GHz帯の割当てを実施。
- 令和3年4月、5G用周波数として1.7GHz帯（東名阪以外）の追加割当てを実施。

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz 東名阪のみ	40MHz	—	40MHz	40MHz	200MHz	400MHz	840MHz
	20MHz	30MHz	—	20MHz	40MHz	40MHz	—	—	40MHz	200MHz	400MHz	790MHz
	—	—	—	—	—	—	50MHz	—	—	—	—	50MHz
	20MHz	—	30MHz	20MHz	30MHz	40MHz	—	40MHz	40MHz	100MHz	400MHz	720MHz
	—	—	—	—	—	—	30MHz	—	—	—	—	30MHz
	—	—	—	—	80MHz (40MHzは 東名阪以外)	—	—	—	—	100MHz	400MHz	580MHz
合計	60MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	80MHz	80MHz	120MHz	600MHz	1,600MHz	3,010MHz

デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案) (抜粋)

第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策

2. 周波数有効利用の検証及び割当ての方策

(3) 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法

② 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の円滑な移行方法

(背景)

周波数の再編では、新たな認定開設者が早期に周波数を使用できるようになることが電波の有効利用に資することから、周波数の使用期限よりも早期に周波数移行を完了させることを目的に、新たな認定開設者が既存免許人との合意に基づき、周波数移行に必要な費用を負担するなどの措置である終了促進措置が利用されている。

割当て済みの周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合において、円滑な移行を実現するための費用負担などの在り方が重要な検討課題となった。

(考え方)

終了促進措置は、従来、異なる無線局を対象とした周波数の再編において、新たな認定開設者が周波数移行に必要な費用を負担して、既存無線局の周波数を使用期限より前倒して使用を終了し、早期に周波数移行を完了させるものである。

割当て済みの周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合は、同種の無線局を対象としたものであるが、早期の移行ニーズがあるのであれば、円滑な移行方法として終了促進措置を活用することが適当である。

この場合、既存免許人と新たな認定開設者の双方が終了促進措置を活用しようとしても、モバイル市場で競争関係にある移動通信事業者同士が協議することになり、終了促進措置の協議が調わない場合も想定される。そのため、こうした場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入する必要がある。

< 構成員等からの主な意見 >

- 終了促進措置そのままというよりは何らかのモデルチェンジが必要。競合他社同士での協議がうまくいくのか疑問なので、公的な仕組みを作るかは別として、何らかの第三者的な立場で話をまとめる又は何らかの形である程度強制されるような仕組みがないとなかなかうまくいかないのではないか。
- 電気通信紛争処理委員会のあるような手続を使うとなった場合、例えば協議に委ねた場合に非効率な終了促進措置の合意がなされてしまうことを避けるためには、あっせんではなく仲裁という手続を使って、ある程度合意の内容に介入することを想定しなければいけない。
- 早期に周波数を移行するという方向性自体は合意できるが、その具体的な時期や負担金額の調整が調わないといった状況を前提とするのであれば、あっせんなどが機能する場面も想定し得る。